

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第四課

1. 案件名（国名）

国名：バングラデシュ人民共和国

件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における人材育成の現状と課題

バングラデシュ人民共和国（以下「バングラデシュ」という。）においては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

(2) 当該国の各開発政策における本事業の位置づけと必要性

1) 行政機能の改善

バングラデシュにおいては、非効率な行政制度・機関、汚職、法と秩序、司法制度などの問題が、開発事業の効率・効果的な実施を阻む要因となっている。政府は第6次5か年計画（2011～2015）において、ガバナンスを重点分野の1つとして位置づけ、人々に質の高い公共サービスが提供できるように、人々のニーズに応え、高い透明性を有し説明責任を果たすことのできる機関と、人的・財政的リソースを適切に管理できる仕組みをもった公共セクターを作りあげること目標として掲げている。具体的には、行政の能力向上に関して、①公務員の能力向上、②地方分権化、③官民連携、④計画及び予算プロセスの強化の4つの戦略を掲げている。これらの戦略の実施に関しては、中長期的な政策・計画の策定能力、その計画を実現させるための制度の構築能力などをもった人材の育成が重要であり、本事業はそのための支援として位置づけられる。

(3) 各開発課題に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

1) 行政機能の改善

JICA 国別分析ペーパー（2014年5月）において、社会の脆弱性克服のため「行政能力向上」が重点課題であると分析しており、対バングラデシュ国別援助方針（2012年6月）における重点分野「社会脆弱性の克服」の下の開発課題として「行政能力向上」が定められている。また、横断的な留意事項として、ガバナンスの改善のため、あらゆる分野の支援において、政府機能の強化、行政サービス向上が図られるように留意することとしている。

主な支援実績としては、公務員への TQM（総合的品質管理）研修を通じ同国の公共サービスの向上に取り組む「TQM を通じた公共サービス改善プロジェクト」を技術協力にて支援しているほか、地方行政における住民参加型の行政の推進や地方自治体の能力強化への支援等がある。

(4) 他の援助機関の対応

イギリス、オーストラリア、カナダなどの欧米諸国、シンガポール、韓国等のアジア諸国などの国が奨学金を供与しており、公務員を対象とした社会科学分野での受入を行って

いる。一方、我が国では、本事業の主管庁が対外援助窓口である財務省となっており、同国で展開・拡大している我が国の多数の援助事業と幅広く密接に連携を取ることが期待され、効果的な支援が可能となる。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本邦大学院での学位取得(修士)を通じ、バングラデシュの社会・経済開発に関わり、将来的な役割を果たすことが期待される若手行政官などを育成することを目的とする。また、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものとする。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

該当なし。

(3) 事業概要

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大30名(今年度は25名受入予定)の留学生在が、我が国大学院において、バングラデシュにおける優先開発課題の分野で学位取得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく4年間の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施すること、更に正規の授業以外に人材育成支援無償案件(以下、「JDS」という。)留学生を対象とした特別プログラムを大学が提供することにより、受入国の開発課題解決により直結したプログラムを提供する。尚、本年はその第2年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 3.15 億円(概算協力額(日本側): 3.15 億円、バングラデシュ側: 0 円)

(5) 事業実施スケジュール(協力期間)

2015年7月~2018年12月を予定(計54ヶ月)

(6) 事業実施体制(実施機関/カウンターパート)

本事業の円滑な実施のために、バングラデシュにおいて運営委員会が設置されている。運営委員会は、バングラデシュ政府関係者(財務省、教育省等)及び日本側関係者(在外公館、JICA 在外事務所等)で構成され、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮:

① カテゴリ分類: C

② カテゴリ分類の根拠: 本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進: 該当なし。

3) 社会開発促進(ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等): 該当なし。

(8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担: 該当なし。

(9) その他特記事項: 該当なし。

4. 外部条件・リスクコントロール

(1) 事業実施のための前提条件

特になし。

(2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件

- ① バングラデシュ政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ③ 留学生が帰国後、所属先を離職しない。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

過去の JDS 事業では、受入分野・受入大学等に関し毎年度ごとの計画策定であったため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。

この点を受け、新方式による JDS 事業においては、事業効果はその国の発展へとより直接的に繋げることを可能とするべく、事前調査を実施して優先課題を特定し、当該課題へ対応するべく、調査において 4 年間の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性

この案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- ・ 「2. 事業の背景と必要性」に記載の通り、各省行政官の能力向上は、バングラデシュにおける共通した重要課題であり、また、当事業はバングラデシュ開発計画及びバングラデシュに対する我が国援助方針とも合致している。
- ・ 行政官を対象とすることにより、留学生が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、その国の政策立案に直接的に関わることができる。
- ・ 行政主導のもとで被援助国から援助国へと成長した日本の経験は、途上国の留学生にとって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は高い。

(2) 有効性

1) 定量的効果

指標名	基準値 (2015 年)	目標値 (2019 年)
留学する学生数(人)	0	25
留学生の学位取得率(%) ⁱ	0	95

2) 定性的効果

- ・ 留学生の研究能力・政策立案能力・事業運営管理能力が向上する。
- ・ 留学生が帰国後、所属する機関において、留学によって得た知識を用いて政策の立案や実施に関わる。
- ・ 日本とバングラデシュとの友好関係の基盤が強化される。

7. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる主な指標

6. (2) 1) のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

6. (2) 1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に 1 度調査を行い、

取りまとめる。

以 上

ⁱ 学位取得率については、4年間の計画（3.（3）事業概要参照）全体における目標値とする。また、4.（2）に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。